

Vol.60
2007・2・28

CONTENTS

- 生産者紹介……………②
緑化活動事例紹介……………③
「ふるさと埼玉の緑を守り
育てる条例」と屋上緑化等の動向……………④

表紙の写真 (提供: 浅見園)

ダビディア ソノマ

学名: *Davidia involucrate* 'Sonoma'

ダビディア科ハンカチノキ属

別名 'ハンカチノキ' の一才性園芸品種。矮性種で、樹高1mから開花する。

白さが際立つ大輪種、開花期は4~5月。

シクラメン コウム

学名: *Cyclamen coum*

サクラソウ科 シクラメン属

原種シクラメンの一種。

暑さ、寒さ、病気に強い。花は2cm程度、冬から早春に開花する。

葉は丸みを帯び模様も多彩で観葉としても楽しめる。

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています



第28回 埼玉農林業賞受賞者

まむろ のぶこ 間室 伸子 氏

(推薦区分: はつらつ女性農業者の部、
経営類型: 花き鉢物経営)



吉見町で企業的な花き経営に取り組むとともに、フラワーアレンジメントの特技を生かした地域の花づくり運動や、農村地域の男女共同参画社会の構築に尽力するなど、女性農業者のリーダーとして活躍していることを評価され、受賞しました。

立地条件

吉見町は埼玉県の中央に位置し、川島町、東松山市、熊谷市と隣接し、荒川を挟んで鴻巣市と北本市と接しています。都心から50km圏にあり、東武東上線やJR高崎線、関越自動車道などへ容易にアクセスできます。また、町の大部分は平野部で、主要な農産物の米麦に加え、イチゴの生産が盛んです。

活動の特徴

(1) 生産から販売まで

生産施設において野菜苗、花壇用草花、ポインセチアを中心とした鉢花類の生産を行い、隣接する直売所では、これらに加えて観葉植物、花木、ラン類など多種多様な花きを販売しています。担当する経営部門では、経営分析により、規模拡大や消費者ニーズに対応した品目選択等、長期的な生産計画を立てる上で重要な提言をしています。販売部門では、アレンジ方法の提案や、管理方法のアドバイスをするなど、常に消費者に喜んでもらえる接客を心がけており、これが所得向上に結びついています。

(2) 花を暮らしの中に

ヨーロッパではごく自然に花が生活の一部として使われている事に感動し、日本でも暮らしの中に花を取り入れる方法を検討しました。園芸教室で植物の管理や楽しみ方を教える傍ら、10年ほど前、ハンギングバスケットに出会いました。その魅力は、「作り、飾り、育てる」ことに「楽しみ、喜び、美しさ」を兼ね備え、従来の平面的な植栽に、「壁面装飾」や「空中花壇」と言った立体的な観賞方法を与えてくれることです。この夢のあるハンギングバスケットで、グリーンライフの楽しみ方に新たな提案をしていこうと、ハンギングバスケットマスター等、各種の資格を習得し、現在、自社の園芸教室や、公民館の講座、園芸サークル等の講師に応じて普及に努めています。各種ガーデニングショーでのコンクールに出品するなど、技術向上へも意欲的です。

また、日本スリーデーマーチに合わせた東松山市商工会の「花いっぱい運動」に対する技術支援をし、吉見町では小中学校の花作り指導をするなど、地元活動も大切にしています。

(3) 楽しみながら、農業生産を

農業委員として、女性が働きやすい環境作りをしようと、家族経営協定の締結推進に努めています。また、農村女性アドバイザーとしては、「視野を広く持って、農業に取り組もう」と、海外視察など研修会を企画し、はつらつと仕事をしていくための取り組みをしています。

(4) 夢は世界へ

ハンギングバスケット教室の中国人受講生が北京オリンピックを花で飾りたいとの希望から話が進み、昨年6月に日本ハンギングバスケット協会会員130名の団長として、中国へ渡航しました。200以上のハンギングバスケットを作成・展示し、大きな成果を上げました。今後も技術指導に尽力し、オリンピック会場周辺を花で埋め尽くす構想を練っています。

これから

好きな花に囲まれて、「仕事は楽しく！」をモットーに、今後も様々な取り組みを考えています。来店のお客様に、ゆとりと安らぎを提案できるような「癒しの空間」の創設や、「花」と連携できるような「催事」に場所を提供する等、改革は続きます。しかし、長女に託した切り花部門は、「思い通りに任せます」と、優しい母の面差しで語っています。

今年は、6月に控えたジャパンフラワーフェスティバルへの参画も大きな仕事の1つで、「花の溢れる暮らしの提案」も少しずつ実りあるものへと近づいているようです。

舗装面を緑化する

(県道さいたま・草加線の中央分離帯)

平成18年9月に県道さいたま・草加線(川口市道合)のコンクリートで舗装されていた中央分離帯を緑化しました。この緑化には、当センターで開発した「舗装面緑化技術」を導入しました。コンクリート舗装面に掘削機で植え穴を開け樹木を植栽し、株元を繊維マットで支えるものです。殺風景な道路に簡単に緑を作れます。



NPO法人 園芸サポーター「三木会」における緑化活動

代表理事 平野 利雄



「三木会」は、埼玉県植物振興センター（当時の名称）の「平成14年度園芸ボランティア養成研修」講座を卒業した15名が、共に学んだ「縁」を大切に、将来に繋がる方法を検討して、平成15年3月に発足しました。「三木会」の名は、養成研修の「三期生」から取って、命名しました。発足当初は、補講研修の意味も含めて、センター園内の植栽管理をお手伝いし、その傍ら、県内各地を視察・ボランティアでの園芸活動支援を行いました。

活動も試行錯誤ながら軌道に乗り始め、そのうちに、会の継続的な運営と発展には何が必要なかと、将来像についての思いが強まり、NPO法人化へのプロジェクトを作り検討に入りました。平成16年11月に法人として登記され、翌年3月には、設立支援助成（スタートダッシュ事業）により基盤整備ができ、現在に至っています。活動は、大きく分けて、以下の4事業を行っています。

1 園芸環境整備支援事業

三芳町にある「知的障害者入所厚生施設 三芳の里」は、敷地面積5,000㎡の中に、キンモクセイを3mの壁で廻らし、多くの低木、高木が植栽され、管理工数が大変大きい施設です。4～11月にかけて年に6回、樹木の剪定管理等を行っています。高枝ヘッジトリマーを使いながらの作業は、樹木が多く成木のため大変厳しいものです。

去年は、仲間を募ったところ、二期生の女性が参加してくれました。多くの施設では、施設管理維持費に予算が回らなくなっている今日、このような場所での作業が、社会に還元する本当の姿ではないかと参加者一同思っています。

2 自然環境保全支援事業

ときがわ町にある、坂東札所9番の慈光寺において、春、秋の年に2回、低木の刈り込み、中高木の剪定、竹林の整備作業等を行い、早、4年が経過しました。参道に「シャガ」の咲く時季は“いと楽しくらずや”。第207代住職は頭上にタオル姿で活動しながら、愉快的話を投げてください。時を伝える、ゴーンと響きわたる鐘の音も静寂なヤマの中で聞くと格別で、こころが清らかになります。まさに、ボランティア冥利に尽きるとは、このことです。



3 循環型農業への支援活動

三富地域には江戸時代から、平地林の落ち葉を堆肥として利用する循環型農業が引き継がれています。毎年2月、毎年同じ農家に行きます。若い跡継ぎがいるわけでもない農家へ…。

平地林の落ち葉掃き活動も今年で6年になりすっかり板についた感じがします。掃き集められた落ち葉を「ろっぽん」や「はっぽん」と呼ばれる大きな籠に詰め込み（1籠は、足で詰め込むと60～70kgにもなります）、堆積所に集めます。この作業は厳寒期でありながら、開始まもなく全身汗でぐっしょりです。しかし、時が来てこの落ち葉は堆肥となり、根菜類の生育には欠かせないものに成るのだと思うと、不思議と力が入ります。このような作業は、この地域の農業の基本ですが、これには手間が掛かり、担い手も減って、冬の風物詩も廃れる傾向の様です。

この落ち葉で出来たサツマイモは、1本300円もする高級品です。その収穫作業にも毎年10月にお手伝いしています。

4 まちづくり推進支援事業

さいたま市の盆栽村にある全長550mのかえで通りは、車道の両側にサツキ類の生け垣が続く歩道があり、歩道と個人の家との間には、多くの低木・中木が植えられ、花や紅葉の時期はみごとな景観となり、散策には最高の通りです。しかし反面、その木々の株元には草が繁茂し、さらに、空き缶、空き瓶、タバコの吸殻、ペットの糞と、この清掃作業だけで、最盛期は毎週でも追いつかない状態です。本来の植栽管理は後回しとなり、そのうえ、作業がきついで参加者が少なくなるという悪循環も生じています。現在、4～11月の月に2回程度、作業を実施していますが、今後は地元の住民参加も募り、地域の美化啓蒙を進めたいと思います。

県が推進している「本県産花木を用いた緑化のモデル展示」の一環として、ガードフェンス緑化の管理を行っています。県庁南側道路、和光市中央公民館前、本田技術研究所前、さいたま市緑区2丁目地内及び北浦和の中仙道沿いの道路ガードフェンスにおいて、マンサクや矮性サルズベリなどの花木の剪定、誘引・結束を「花と緑の振興センター」と協力し、実施しています。

もちろん、このように一見きつそうな献身的作業ばかりではなく、会員相互の親睦を深めるため、春の新緑・秋の紅葉を訪ねるリクレーションは欠かせません。これからも、会の活動を広く知ってもらうための宣伝活動を展開し、新しい会員の加盟を積極的に呼びかけ、行政の下請けではなく、地域から感謝されるボランティア活動を目指して行きたいと思っています。なお、「三木会」と共に活動をしてみたいかと興味を持たれた方は、お気軽に代表の平野(048-666-4288)までご連絡下さい。



「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」と 屋上緑化等の動向

1 はじめに

近年地球規模での環境汚染が激しくなっています。例えば炭酸ガスの増加による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、過度の森林伐採による自然災害の発生など問題が深刻化しています。

また都市においては、人口の集中に伴い都市内で発生する排出熱やコンクリート構造物に蓄積された太陽熱が気温を押し上げるヒートアイランド現象を引き起こし、大きな問題に直面しています。

1997年に京都において関係各国による京都議定書が締結され、日本は二酸化炭素を6%削減するとし、国を挙げて様々な対策を講じていますがこのままの取り組みでは、目標どおり達成することが極めて難しくなっています。

そこで、対策の一環として都市では緑を増やすことで大気浄化を図り、景観の改善、環境保全など重要な役割が期待できます。

しかし、首都圏では限られた土地のため、高層化が進み、利用できる緑地のスペースがわずかです。

そこで、近年一部の自治体では行政指導で一定規模の建築物には、屋上や壁面を利用した緑化を義務付けたり、敷地の更地部分縮小に伴う容積率を割り増す動きがでています。

2 改正条例の内容

埼玉県では、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき平成17年10月から緑化計画届出制度が新たに義務付けられました。

(1) 該当する敷地面積

3,000㎡以上の建築行為（さいたま市など一部対象地域外がある。）

(2) 緑化計画の届出

建築確認申請書の提出前に所管の環境管理事務所に届け出ること

(3) 緑化を要する面積

用途区域

緑化面積＝敷地面積×（1－建ぺい率）×0.5

用途区域外

緑化面積＝敷地面積×0.25

(4) 緑化の方法

緑化は建築物以外の敷地部分に樹木や地被植物を植栽するほか、次の方法での植栽も緑化面にカウントすることとしています。

建築物上の緑化（コケ類・多肉植物類）面積の7割としてカウント

壁面緑化（つる性植物）補助資材で被われている場合面積の9割としてカウント 等

また、川口市では、「川口市緑のまちづくり推進条例」により500㎡～3,000㎡の敷地面積を対象に商業地域又は近隣商業地域で5%その他の地域で10%の緑化を義務付けており、その半分以上をフェンス、屋上、壁面緑化に置き換えることも認めています。

3 屋上緑化等の将来性

これまで、屋上に芝や植木を植栽する事例は、愛好家等による施工に留まっていた。

しかし、2001年4月に東京都が屋上緑化を義務付け、その翌月には、国土交通省が示した緑化施設に対する、固定資産税の軽減化を契機に兵庫県、大阪府など都市部を多く抱える自治体が続々と制度化する動きが顕著になってきました。

さらには、従来町並みの景観を主な目的としていた生垣設置助成に加え、屋上緑化、壁面緑化に対して補助を拡大する自治体も多く出てきました。

屋上緑化は、室内の温度を下げたり、空気の浄化等の環境面以外にも憩いの場に利用できるなど多面的効果が期待できるため、多くの企業でも将来有望な産業として取り組みが始まっております。

INFORMATION 花とみどり / 平成19年2月28日発行

発行所／埼玉県花と緑の振興センター
発行人／埼玉県花と緑の振興センター
所長 鷲見義則

〒334-0059 埼玉県川口市安行1015
TEL048-295-1806 FAX048-290-1012
HP <http://www.pref.saitama.lg.jp/A06/BQ30/index/ichi.htm>
E-mail h951806@pref.saitama.lg.jp

